

みんなで支え合う

国民健康保険



65歳未満の非自発的失業者の
国民健康保険税などが
申請により軽減算定されます

経済状況悪化の中で、雇用情勢が
厳しいことを踏まえた離職者支援の
一環として、国民健康保険税（国保
税）の一部（所得割）の軽減を実施し
ます。

●対象者

①雇用保険の特定受給資格者（倒産、
解雇などの事業主都合により離職し
た方）

※雇用保険受給資格者証の離職理由
欄に **11 12 21 22 31 32** のコードが
入力されている方

②雇用保険の特定理由離職者（雇用
期間満了などにより離職した方）
※雇用保険受給資格者証の離職理由
欄に **23 33 34** のコードが入力され
ている方

●軽減算定の内容

会社の倒産や会社都合により退職
するなど、非自発的理由で失業した方
の、失業時からその翌年度末までの間、

前年の給与所得を30100として算定し、
負担軽減をはかります。ただし、世帯
に属するその他の被保険者の所得は
通常の額で算定します。

●申請の方法

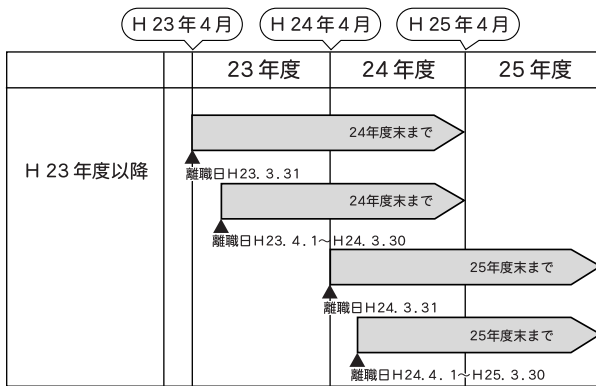
雇用保険受給資格者証、国民健康
保険被保険者証、印鑑をご持参の上、
税務課住民税担当または住民課保険
年金担当までお越しください。

※雇用保険受給者証を紛失等された場合は、
公共職業安定所（ハローワーク）で再交
付を受けてください。

国民健康保険税 減免制度

災害や急激な所得の減少、その他特別
な事情により国保税の支払が困難な場合
は、申請により、減額や免除が認められ
ることがありますので、お早めにご相談
ください。

非自発的失業者（注）に係る国保税軽減対象期間



注）雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者

◆問い合わせ先 ●国保税の課税、納税相談等 税務課住民税担当・収納担当 ☎ 52 6570 有線 5 5093
●国保の資格、保険証、医療給付等 住民課 保険年金担当 ☎ 52 6571 有線 5 7784

軽自動車税の減免手続きについて

4月1日現在、身体障害者手帳、
戦傷病者手帳、療育手帳および
精神障害者保健福祉手帳の交付
を受けておられる方のうち、一
定級以上の障害を有する方が所
有する軽自動車（原動機付自転
車含む）は、申請により軽自動
車税が減免されます。

申請をされる方は、次の必要
書類をそろえて役場税務課へお
越しください。

なお、前年度に減免を受けて
いた方で、その内容等に変更の
ない方は、「軽自動車税の減免に
係る現況報告書」（税務課より送
付）の提出により継続して減免
されます。

●申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者
手帳、療育手帳、精神障害
者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③自動車検査証（4月1日現在
使用者および所有者欄に登
録がある者が障害者本人で
あること）
- ④印鑑（認印可）

- ⑤納税通知書・納付書（5月
10日頃に郵送します。ただし、
口座振替の方は納付書があ
りません。）
- ⑥軽自動車税減免申請書
- ⑦生計同一・常時介護証明書

※⑥軽自動車税減免申請書お
よび⑦生計同一・常時介護
証明書の用紙は税務課でお
渡しします。

※⑦については、身体障害者
等本人以外の家族の方が運
転される場合に必要です。

●受付期限

納税通知書到着後から5月24
日（木）まで（納期限7日前）
※土日および郵送等による申
請のほか、受付期限後の申
請は受け付けられません。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当
☎ 52 6570 有線 5 5093

